

報告第 16 号

臨時代理した事件(名張市青少年補導センター運営協議会委員の 委嘱及び任命)の承認について

名張市青少年補導センター設置規則(平成3年教育委員会規則第4号)第6条の規定に基づく名張市青少年補導センター運営協議会委員の委嘱及び任命については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

平成30年8月3日報告

名張市教育委員会
教育長 上 島 和 久

平成30年度 名張市青少年補導センター運営協議会委員名簿

任期：平成30年7月1日から平成32年6月30日

	役職	組織・団体	新・再	氏名	備考
1	会長	名張市教育委員会 教育長	再	上島和久	
2	委員	名張市青少年育成市民会議 会長	再	高田正	
3	委員	名張市青少年育成推進員連絡協議会 代表	新	富山章	
4	委員	民生委員児童委員協議会連合会 部長	再	草部豊美	
5	委員	名張市PTA連合会 代表	新	青山浩久	
6	委員	名張警察署 伊賀少年サポートセンター長	再	上田宏晃	
7	委員	名張地区少年警察協助力協議会 会長	再	堀内節生	
8	委員	少年指導委員 代表	新	中谷幸雄	
9	委員	県任命立入調査員 代表	再	作本真寿美	
10	委員	高等学校 校長 代表	新	吉田淳	
11	委員	名張市校外生活指導連絡協議会会長 兼中学校校長代表	再	森山哲成	
12	委員	小学校 校長 代表	新	稲森理伸	
13	委員	名張市教育委員会 学校教育室 室長	再	中森早苗	

改正

平成3年5月14日教育委員会規則第9号

平成11年3月31日教育委員会規則第2号

平成15年4月1日教育委員会規則第2号

平成19年3月15日教育委員会規則第5号

平成20年3月31日教育委員会規則第4号

平成23年3月14日教育委員会規則第2号

名張市青少年補導センター設置規則

(目的)

第1条 この規則は、青少年補導関係機関及び団体等と連絡協調を図り、その活動の拠点となって、青少年の非行防止等に必要な業務を行い、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、名張市青少年補導センター（以下「補導センター」という。）を設置する。

(業務)

第3条 補導センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 街頭補導
- (2) 青少年相談
- (3) 継続補導
- (4) 安全対策
- (5) 補導関係の機関及び団体との連絡
- (6) その他目的達成に必要な業務

(所管)

第4条 補導センターは、教育委員会事務局文化生涯学習室の所管とする。

(運営協議会)

第5条 補導センター活動の実施に必要な業務計画の協議決定機関として、名張市青少年補導センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、委員16名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係機関、団体の代表者
- (3) 前2号に定める者のほか、教育委員会において必要と認めた者
(任期)

第7条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、教育長の職にあるものをもってこれに充てる。
- 3 副会長は、会長が指名するものとする。
- 4 会長は、協議会を代表し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
(会議)

第9条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(職員)

第10条 補導センターに所長、補導員及びその他の職員を置く。

- 2 必要があるときは、次長を置くことができる。
- 3 前2項の職員は、教育委員会文化生涯学習室職員及び教育委員会が委嘱又は任命した者をもって充てる。
- 4 補導員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 補欠補導員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 補導員の再任に当たっては、3年を超えることができない。

(職務)

第11条 所長は、所管の事務を掌理する。

- 2 次長は、所長を補佐し、所長が不在のときは、その職務を代理する。
- 3 その他の職員は、関係業務を処理する。
- 4 補導員は、補導センターの業務計画に基づき、問題少年及び非行少年の早期発見、早期補導等に当たり、補導事項、相談業務及び安全対策を処理する。

(補導委員)

第12条 業務遂行上必要と認めるときは、補導委員を置くことができる。

- 2 補導委員は、関係機関、団体及び一般有識者の中から教育委員会が委嘱する。
- 3 補導委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 補導委員は、補導員の業務を補助する。

(補導員証及び補導委員証)

第13条 教育委員会は、補導員及び補導委員に対し、その身分を証明するため補導員証及び補導委員証を交付する。

- 2 補導員及び補導委員は、業務の実施に当たり常に前項に定める補導員証及び補導委員証を必ず携帯し、要求があればこれを提示しなければならない。

(備付簿冊)

第14条 補導センターに次の簿冊を備える。

- (1) 運営協議会委員名簿
- (2) 会議録
- (3) 補導日誌
- (4) 相談記録簿
- (5) その他補導センター運営に必要な帳簿

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、補導センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年5月14日教育委員会規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年3月31日教育委員会規則第2号抄)

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年4月1日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月15日教育委員会規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日教育委員会規則第4号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月14日教育委員会規則第2号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。